

令和6年9月3日

美祢市立図書館複合化施設整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルについて提出いただいた質問書について、以下のとおり回答します。

質問回答書

番号	質問事項	質問回答
1	実施要領P 1 実施要領に概算事業費 21.5 億円以内（建設費、消費税及び地方消費税相当額を含む。）とありますが、記載の建設費、消費税及び地方消費税相当額以外に含まれるものがございましたらご教示ください。表記以外に他にも含まれる場合は建設費の想定金額をご教示願えないでしょうか。また書架や閲覧机・椅子など図書館家具費用は建設費に含む含まないも合わせ、ご教示願えないでしょうか。	表記のもの以外に含まれるものはありません。書架などを備品として取得する場合は建設費に含みませんが、造成家具として書架を設ける場合は、建設費に含むこととなります。
2	実施要領P 2 現時点で入札資格を保有していないのですが、今回のプロポーザルに限って入札参加資格申請の随時受付を行って頂くことは可能でしょうか。	随時受付は行っていません。
3	実施要領P 2 同種実績について、「国又は地方公共団体が発注」とありますが、公立大学法人は地方公共団体に該当するという認識でよろしいでしょうか。（例：大学図書館）	お見込みのとおりです。
4	実施要領P 2 同種業務には、増築、改築工事の基本設計業務も含まれますでしょうか。	含まれます。
5	実施要領P 2 同種業務実績として認められるのは新築・増築・改築に係る基本設計であり、改修に係る基本設計は認められないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問事項	質問回答
6	<p>実施要領 P 2</p> <p>国土交通省告示第 8 号別添二類型四第 2 類又は類型十二 第 1 類及び第 2 類に該当する部分の延床が 2,000 m²以上の複合施設は、同種実績に該当するという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
7	<p>実施要領 P 2</p> <p>主な用途が国土交通省告示第 8 号別添二類型四第 2 類又は類型十二 第 1 類及び第 2 類以外の建物において、集会場やコミュニティセンターの用途として地域開放される部分の延床が 2,000 m²以上の場合は、同種実績に該当するという認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
8	<p>実施要領 P 5</p> <p>提出書類のリストのうち、②参加資格確認資料とは ⑥参加資格・業務条件確認資料（様式第 6 号）の記載内容を 確認する資料と考えてよいでしょうか。その場合⑥の後ろに 添付すると考えてよいでしょうか。 同様に⑩配置技術者の経歴等の確認資料とは、⑨配置予定 技術者調書（様式第 8-2～8-6 号）の記載内容を 確認する資料と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>②参加資格確認資料は ⑥参加資格・業務条件確認資料（様式第 6 号）の記載内容を、⑩配置技術者の経歴等の確認資料とは、⑨配置予定 技術者調書（様式第 8-2～8-6 号）の記載内容を確認する資料となります。実施要領 10（1）に記載の順番に並べて提出してください。</p>
9	<p>実施要領 P 5</p> <p>実績を証する書類として資格証、契約書、表彰状等の写しの添付が必要でしょうか。また、添付が必要な場合は別添として 1 部提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>②参加資格確認資料及び⑩配置技術者の経歴等の確認資料として、写しを 1 部提出してください。</p>
10	<p>実施要領 P 5</p> <p>参加表明関係提出書類の記載事項で、それを証明する資料の添付が必要なものがあれば提出部数を含めご指示をお願いします。</p>	<p>質問 8 の回答のとおりです。資料の写しを 1 部提出してください。</p>

番号	質問事項	質問回答
11	実施要領 P 5 提出書類は様式番号の順に並べてクリップ止め程度のまとめ方でよいでしょうか。綴じ方のご指定があればお示してください。	様式番号順にクリップ止め程度のまとめ方でかまいません。ファイル等に綴じないようにしてください。
12	実施要領 P 5 提出は綴じずにバラでの提出でよろしいでしょうか。	質問 11 の回答のとおりです。
13	実施要領 P 7 審査委員会の委員の公表をお願いできないでしょうか。	非公表とします。
14	実施要領 P 7 審査委員会には学識経験者等の外部の方も含まれているのでしょうか。美祢市職員のみで審査されるのでしょうか。	非公表とします。
15	様式第 3 号 写しの提出でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	様式第 4 号 当該様式については、JV 参加の場合は、構成員ごとに 1 枚を作成することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式第 4 号 担当者とは本設計業務に従事する意匠主任担当技術者ということでしょうか。またその担当者が所属する本社・支店・営業所以外の営業所は記載しないと考えてよいでしょうか	様式第 2 号に記載した担当者の所属する支店・営業所等のみを記載してください。
18	様式第 4 号及び第 7 号 ひとりの技術者が複数の資格を有する場合、それぞれの資格に重複してカウントするのではなく、いずれかひとつの資格にカウントするものと考えてよいでしょうか。 例：一級建築士と構造設計一級建築士を有する場合、様式 第 4 号では一級建築士にカウントし、様式第 7 号では構造設計一級建築士にカウントする。	お見込みのとおりです。

番号	質問事項	質問回答
19	<p>様式第6号</p> <p>当該様式は代表企業の内容を記載することによろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
20	<p>様式第6号</p> <p>当該様式については、JV参加の場合は、構成員ごとに1枚を作成することによろしいでしょうか。</p>	質問19のとおりです。なお、様式第7号については構成員ごとに1枚作成してください。
21	<p>様式第8-1号</p> <p>記載できる業務実績は最大3件までということでしょうか。様式第8-1号業務実績調書 ページを追加して4件以上を記載できるでしょうか。</p>	3件までの記載としてください。
22	<p>様式第8-1号及び第8-2号</p> <p>記載の業務実績の契約が実施設計等の一括契約の場合、契約金額、履行期間等も一括契約全体の内容を記載することによろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
23	<p>様式第8-2及び第8-3号</p> <p>受賞歴はページを跨いで4件以上記載できると考えてよいでしょうか。また受賞歴として記載できるのは、実績要件として示されている同種業務の用途かつ平成21年度～令和5年度間に受賞したものに限られると考えてよいでしょうか。</p>	3件までの記載としてください。建築関係設計業務の受賞歴を記載してかまいませんが、同種業務の受賞歴を優先して記載してください。受賞年月日についてはお見込みのとおりです。